

平成22年 No.2

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程

#### 制定理由

教職大学院長の職を新たに設け副学長をもって充てること、専攻代表の選出手続を規定すること、教職大学院運営会議の組織を拡充すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 承認経過

平成22年1月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成22年 1 月 28 日

国立大学法人東京学芸大学長

鷺 山 恭 彦

平成22年規程第 2 号

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教職大学院運営規程（平成20年規程第26号）の一部について，別紙  
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教職大学院運営規程の一部改正について

改正理由：教職大学院長の職を新たに設け副学長をもって充てること、専攻代表の選出手続を規定すること、教職大学院運営会議の組織を拡充すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[第1条～第4条 省略]</p> <p>(教職大学院長)</p> <p><u>第5条 教職大学院に教職大学院長を置き、大学院を担当する副学長をもって充てる。</u></p> <p><u>2 教職大学院長は、教職大学院を統括する。</u></p> <p>(専攻代表)</p> <p><u>第6条 教育実践創成専攻を代表する者（以下「専攻代表」という。）は、講座に所属する教員のうちから、教職大学院長が指名する。</u></p> <p><u>2 専攻代表は、第2条第2項の講座主任を兼ねるものとする。</u></p> <p>(運営会議)</p> <p><u>第7条 教職大学院及び講座の一体的な運営を行い、重要事項を審議するため、教職大学院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。</u></p> <p>(運営会議の組織等)</p> <p><u>第8条 運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。</u></p> <p>(1) 教職大学院長</p> <p>(2) 総合教育科学系長</p> <p>(3) 教職大学院の専任教員（<u>専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第5条第1項の規定に基づくものをいう。</u>）</p> <p>(4) 学長が委嘱する教員 若干名</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 東京学芸大学教職大学院（大学院教育学研究科教育実践創成専攻）（以下「教職大学院」という。）の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人東京学芸大学大学院学則，東京学芸大学大学院教育学研究科規程，東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程その他の関係規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(講座)</p> <p>第2条 教職大学院に教育実践創成講座（以下「講座」という。）を置く。</p> <p>2 講座に主任を置く。</p> <p>第3条 講座は、総合教育科学系長が統括する。</p> <p>(教育上の職務)</p> <p>第4条 講座に所属する教員は、教職大学院において教育上の職務に当たるものとする。</p> <p>(教職大学院長)</p> <p><u>第5条 教育実践創成専攻を代表する者を教職大学院長と称する。</u></p> <p><u>2 教職大学院長は、第2条第2項の講座主任をもって充てる。</u></p> <p>(運営会議)</p> <p><u>第6条 教職大学院及び講座の一体的な運営を行い、重要事項を審議するため、教職大学院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。</u></p> <p>(運営会議の組織)</p> <p><u>第7条 運営会議は、教職大学院の専任教員（<u>専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第5条第1項の規定に基づくものをいう。</u>）を委員として組織する。</u></p>

2 前項第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営会議は、教職大学院長が招集し、議長となり、議事を整理する。  
(審議事項)

第9条 運営会議は、教職大学院及び講座にかかわる次に掲げる重要事項を審議する。ただし、第1号に定める事項については、教授会で審議しなければならない事項を除く。

- (1) 履修課程、授業科目その他学生の教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 点検・評価、国際交流、学術交流、予算・施設等に関する事項
- (4) 事業に関する事項
- (5) 教員候補者選考等人事に関する事項
- (6) その他運営会議が必要と認めた事項

(会議)

第10条 運営会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員のうち、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第2項の規定に基づく教職大学院の専任教員は、前条第5号の審議事項の議決に加わることができない。

4 大学院教育学研究科長は、必要に応じて運営会議に出席し、意見を述べることができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教職大学院の組織及び運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、大学院教育学研究科長が定める。

[省略]

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 運営会議は、教職大学院長が招集し、議長となり、議事を整理する。  
(審議事項)

第8条 運営会議は、教職大学院及び講座にかかわる次に掲げる重要事項を審議する。ただし、第1号に定める事項については、教授会で審議しなければならない事項を除く。

- (1) 履修課程、授業科目その他学生の教育に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 点検・評価、国際交流、学術交流、予算・施設等に関する事項
- (4) 事業に関する事項
- (5) 教員候補者選考等人事に関する事項
- (6) その他運営会議が必要と認めた事項

(会議)

第9条 運営会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員のうち、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成15年文部科学省告示第53号）第2条第2項の規定に基づく教職大学院の専任教員は、前条第5号の審議事項の議決に加わることができない。

4 運営会議は、必要に応じて、大学院教育学研究科長、総合教育科学系長その他委員以外の本学の教員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、教職大学院の組織及び運営に関し必要な事項は、運営会議の議を経て、教職大学院長が定める。

[省略]